児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十三号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第二項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十六条（同法第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項及び第三十四条、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十九条第二項並びに児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成十七年法律第九号）第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「平成二十四年四月」を「平成二十六年四月」に、「四万七百三十円」を「四万八百九十円」に改める。

第二条の四第二項中「〇・〇一七九八二七」を「〇・〇一八〇五二〇」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「平成二十四年四月」を「平成二十六年四月」に、「三万三千円」を「三万三千百三十円」に、「四万九千五百五十円」を「四万九千七百五十円」に改める。

第九条の二中「平成二十四年四月」を「平成二十六年四月」に、「一万四千四十円」を「一万四千百円」に改める。

第十条の二中「平成二十四年四月」を「平成二十六年四月」に、「二万五千八百二十円」を「二万五千九百二十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「平成二十四年四月」を「平成二十六年四月」に、「一万四千四十円」を「一万四千百円」に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正）

第四条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「平成二十四年四月」を「平成二十六年四月」に、「十三万四千百八十円」を「十三万四千七百二十円」に、「四万九千五百五十円」を「四万九千七百五十円」に、「四万六千百八十円」を「四万六千三百七十円」に、「三万三千円」を「三万三千百三十円」に、「一万六千五百五十円」を「一万六千六百二十円」に改める。

（児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令の一部改正）

第五条　児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令（平成十八年政令第百十一号）の一部を次のように改正する。

表の下欄中「四万千百四十円」を「四万千二十円」に、「三万三千三百三十円」を「三万三千二百三十円」に、「五万五十円」を「四万九千九百円」に、「一万四千百八十円」を「一万四千百四十円」に、「二万六千八十円」を「二万六千円」に、「十三万五千五百四十円」を「十三万五千百三十円」に、「四万六千六百五十円」を「四万六千五百十円」に、「一万六千七百二十円」を「一万六千六百七十円」に改める。

（児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令の一部を改正する等の政令の一部改正）

第六条　児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令の一部を改正する等の政令（平成二十五年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十五年十月以降」を「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」に、「〇・〇一七九八二七」を「〇・〇一八〇五二〇」に、「〇・〇一八一六一八」を「〇・〇一八一〇九八」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十六年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当、国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の規定（第六条の規定による改正後の児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令の一部を改正する等の政令第二条の規定の適用がある場合には、同条の規定）は、平成二十六年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十四号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。